

2022年12月1日改定

新旧対照表 (下線部分が追記箇所)

電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(電灯)】	
改定前	改定後
<p>3. 適用条件</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。</p> <p>当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が50キロワット未満であること。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p>	<p>3. 適用条件</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。</p> <p>当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が50キロワット未満であること。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p><u>なお、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。</u></p>
<p>別表</p> <p>1. 電気料金</p> <p>(1) 電源料金</p> <p>電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。</p> <p>【式】</p> <p>お客様の30分毎の電力使用量 ×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p>	<p>別表</p> <p>1. 電気料金</p> <p>(1) 電源料金</p> <p>電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。</p> <p>【式】</p> <p>お客様の30分毎の電力使用量¹ ×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p> <p><u>¹計量器が設置されていないお客さま、または</u></p>

	<p>スマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客様の30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。</p>
--	--

電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(動力)】	
改定前	改定後
<p>2. 適用条件</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p>	<p>2. 適用条件</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。</p> <p>ハ <u>なお、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。</u></p>
<p>別表</p> <p>1. 電気料金</p> <p>(1) 電源料金</p> <p>電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。</p>	<p>別表</p> <p>1. 電気料金</p> <p>(1) 電源料金</p> <p>電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。</p>

<p>【式】 お客様の 30 分毎の電力使用量 $\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$</p>	<p>【式】 お客様の 30 分毎の電力使用量¹ $\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス} \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$</p> <hr/> <p>¹計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客様の 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。</p>
---	--

重要事項説明書 【スマートタイム ONE(電灯・動力)】	
改定前	改定後
<p>1. お申し込みの方法 当社ホームページ（https://loop-denki.com/home/）のお申し込みフォームよりお申し込みいただけます。</p>	<p>1. お申し込みの方法 当社ホームページ（https://loop-denki.com/home/）のお申し込みフォームよりお申し込みいただけます。 <u>なお、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまはスマートタイム ONE(電灯)及びスマートタイム ONE(動力)はお申し込みになれません。</u></p>
<p>4. 電気料金 (1) スマートタイム ONE (電灯) 表中</p> <p>電源料金 お客様の 30 分毎の電力使用量$\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス}^2 \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$</p> <p>(2) スマートタイム ONE (動力) 表中</p>	<p>4. 電気料金 (1) スマートタイム ONE (電灯) 表中</p> <p>電源料金 お客様の 30 分毎の電力使用量¹$\times \{ \text{その 30 分毎のエリアプライス}^2 \div (1 - \text{エリア損失率}) \times 1.1 (\text{消費税等相当額}) \}$</p> <p>(2) スマートタイム ONE (動力) 表中</p>

<p>お客様の 30 分毎の電力使用量×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p> <hr/> <p>¹ 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(電灯)】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。 ² 沖縄電力管内はシステムプライスを参照し算出いたします。</p>	<p>お客様の 30 分毎の電力使用量⁴×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p> <hr/> <p>¹ 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(電灯)】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。 ² 沖縄電力管内はシステムプライスを参照し算出いたします。 ⁴ <u>計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、上記「電源料金」について、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客様の 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。</u></p>
--	---

供給条件事項説明書【スマートタイム ONE(電灯・動力)】	
改定前	改定後
<p>4. 電気料金 (1) スマートタイム ONE (電灯) 表中</p> <p>電源料金 お客様の 30 分毎の電力使用量×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p> <p>(2) スマートタイム ONE (動力) 表中 お客様の 30 分毎の電力使用量×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p>	<p>4. 電気料金 (1) スマートタイム ONE (電灯) 表中</p> <p>電源料金 お客様の 30 分毎の電力使用量¹×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p> <p>(2) スマートタイム ONE (動力) 表中 お客様の 30 分毎の電力使用量⁴×{その 30 分毎のエリアプライス² ÷(1-エリア損失率)×1.1(消費税等相当額)}</p>

¹ 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(電灯)】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

² 沖縄電力管内はシステムプライスを参照し算出いたします。

¹ 固定従量料金単価の内訳は、電気料金種別定義書【スマートタイム ONE(電灯)】別表 1.電気料金にて定めた金額となります。

² 沖縄電力管内はシステムプライスを参照し算出いたします。

⁴ 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、上記「電源料金」について、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客様の 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。